

地方独立行政法人名護市行政事務機構年度評価実施要領

令和7年7月28日
地方独立行政法人名護市行政事務機構
評価委員会決定
令和7年11月10日 一部改正

この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第87条の10第1項の規定に基づき、名護市（以下、「市」という。）が、地方独立行政法人名護市行政事務機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第1 評価の基本方針及び方法

1 基本方針

- (1) 評価は、年度目標に基づく事業計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営の質的向上に資することを目的として、法人の業務運営について総合的に評価を行うものとする。
- (2) 年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境を踏まえ、業務運営において特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するとともに、改善が必要であると認められる事項については、その改善を促すことにより、法人運営の質的向上に資するものとする。

2 評価の方法

評価は、「項目別評価」と、項目別評価を踏まえた「全体評価」により行うものとする。

- (1) 項目別評価については、法人へのヒアリング等による事業計画の実施状況の事実確認をとおして、法人の自己評価の妥当性の検証を行い、以下に示す項目別評価の基準に基づいて、小項目ごと（細目がある場合が細目ごと）ごとに評価を行うものとする。

なお、項目の特性に応じて4段階以外の評語を付加することができるものとする。

| 評価 | 評価基準 |
|----|------------------------------|
| Ⅳ | ・計画を上回る成果が認められる。 |
| Ⅲ | ・計画を達成している。 |
| Ⅱ | ・計画の一部未達成がある。 |
| Ⅰ | ・計画を実施していない。 ・重大な改善事項がある。 |

- (2) 全体評価

全体評価については、「項目別評価」の結果を踏まえた上で、総合的な評価を記述式により行うものとする。

第2 年度評価の具体的な進め方

- 1 法人は、6月末までに自己評価（業務実績評価報告書）を作成し、市に提出する。
- 2 市は、法人に対するヒアリング等により業務実績評価報告書の内容の確認を行い、地方独立行政法人名護市行政事務機構評価委員会の意見を踏まえ、評価（案）を作成する。

- 3 評価（案）について、法人に意見申立ての機会を付与する。
- 4 市において評価を決定し、法人に通知した後、議会に報告するとともに公表する。

第3 その他

本実施要領は、必要に応じて見直しを行うものとし、地方独立行政法人名護市行政事務機構評価委員会がこれを定める。